

池田弘乃著（ナカニシヤ出版 2022年）
『ケアへの法哲学 フェミニズム法理論との対話』

王嘉若*

本書は、マジョリティがマイノリティから問い質されることなく、「現在マイナーとされている存在についての法や権利の再考が起こることはたしてあるだろうか」(22頁)と問いかけ、リベラルな法理論や政治理論とフェミニズム理論との緊張関係の中から、マイナーの「異なる声」を聞きとろうとする「ケア」概念を解き明かそうとする試みである。

本書は2部構成になっており、第1部「思想資源としてのフェミニズム」では、各章において、リベラル・フェミニズムの視点から、女性だけのグループで女性自身の経験を共有し、男性優位の社会での女性の抑圧について考えて意識変革をもたらす意識高揚運動、セクシュアル・ハラスメント、中絶などに再考を加え、フェミニズム思想、特にフェミニズム法理論の意義を汲み出す。

第1章では、スローガン「the personal is political」の意義について、「法制度改革がどのような位置づけにあるのかに特に注意しつつ」(30頁)論ずることで、第二波フェミニズムの意識高揚運動による公私二元論批判としての公論提起と法制度改革が、重層的に改革を深化させることを明らかにする。フェミニズムがいかに法・政治と対峙するかについてのニコラ・レイシーが分類する三つの局面（「批判」、「ユートピアニズム」、「改革運動」）に依拠し、「ユートピアニズム」という契機の必要性が論じられる。第2章では、「セクハラにおける「セクシュアル(性的な)」という修飾語」(78頁)が考察される。本章は、セクハラを「性差別の一形態として捉え」(81頁)る法的アプローチを主張しているキャサリン・マッキノンに依拠し、その上で、差異説と不平等説が論じられるが、池田氏は、特に同性間のセク

ハラを論じる場合、より繊細な感受性を持つ必要があると指摘している。第3章では、リベラリズムにおける自律や卓越主義をめぐる議論に触れつつ日本国憲法十三条に表れる人間観に迫ろうとする。ここで、池田氏はリベラリズムとフェミニズムとの緊張を維持する立場を鮮明にあげ、正義論と徳論の競合関係の隙間から、マイナーな声を可視化する方途を探る。第4章では、池田氏はリベラリズムとフェミニズムの関係を直接的に扱っており、短い章ながら中絶という現代なお喫緊の課題であり続ける問題について、井上達夫の議論を参照し、「リベラリズムにセンシティブなフェミニズム」(156頁)の再考の必要性をあきらかにする。

第II部「ケア基底的社会へ」では、立法問題への着目から始まり、司法、家族制度に触れながら、ケア概念の政治的含意に触れつつ、「ケア基底的社会」という池田氏の新しいビジョンを述べる。第5～6章では、フェミニズムと法との関係をより詳細に議論する。池田氏は、フェミニズムの法理論にとって、法自体の改正だけではなく、境界設定の営みとしての法のポジティブな意味を探るべきであると指摘している。そして、日本の国会などの議会における女性議員の比率の低さを指摘し、政治代表性におけるフェミニズムにとって、性の差異は「他の差異とある意味では並列的な存在であり、特権的な差異ではない」(207頁)が、女性は数の上では少数者でないにも関わらず、議会における代表性においてはマイナーであるという「過少代表問題」に対処するためには、性に関わるステレオタイプ、本質主義を打破しうる形でのクオータ制が必要であると指摘する。

*同志社大学 グローバル・スタディーズ研究科

こうして立法や司法についての検討を経て、ようやく第7章から第9章で、「ケアという価値があるからこそ存続するに値する」(302頁)という、新しい社会像が提起される。その社会は、既存のジェンダー化された家族を越え、ケアの提供単位としての家族を新たな立脚点として、人間が抱える必然的な依存に対する責任が公正に分担される社会である。ケアが公正に分担されるために、池田氏は、次の三点を提出する。①エヴァ・キテイの議論を参照し、ケア提供者自身のケア需要に応えることは社会の責務である。②マイケル・ウォルツァーの「辛い仕事論」を援用し、ケアの負担と価値を接合してケアを義務化し、すべての人々がケア関係に接触し、ケア実践に参加すべきである。③ケアと正義の相互補完性を重視すべきである。

紙幅の関係で評者には各章の微細な論点にまで言及できなかったが、第4章の中絶に関する議論については、やはり触れておきたい。中絶は、リベラリズムとフェミニズムとの論争の核にあると言ってもよい最重要問題であり、また現代社会にとっても、喫緊の課題である。かつて井上は、中絶を「女性の自己決定権」対「胎児の生命権」という道徳的葛藤とした。池田氏も、井上の理論に基づいて、「自己決定権自体を確固としたものにするのが現下の日本社会の課題である」(154頁)と指摘する。しかし、マイナーな声をきかんとする本書は、マイノリティにとっての「自己決定権」とは何かを再検討する必要があるのではないだろうか。井上の「自己決定権」をめぐる、加藤秀一との論争がすでにあり、この論争を総括することなしに、自己決定を前面にだすことはできないはずだ。この論争の意義をフェミニズムの文脈の中で評価する江原由美子(2002)が論じているように、井上の二項対

立は中絶問題が男性の問題でもあることを不可視化する。本書が「マジョリティをこそ俎上に載せ」てはじめて(22頁)、マイナーな当事者として本問題を扱えるのではないか。妊娠・中絶に関わる男女の関係、あるいはより広く、家長長制的な社会における女性の身体がジェンダー化されたという歴史を無視してきたがゆえに——日本では中絶は避妊の代用だったという残酷な歴史と現在が存在する(塚原2022)——、中絶はあたかも女性問題のように語られてきた。ケアを重視しているはずの池田氏がキャロル・ギリガンの『もう一つの声』のように、声を封じられてきた女性の立場から法・正義を「被告席」に立たせるのではなく、リベラリズムのように、中絶に対する「道徳的葛藤」を女性と胎児の間で生じるものと認めている点も残念である。

評者は、再生産やケア労働を中心に、資本主義における女性の搾取を研究しているので、池田氏の「ケア基底的社会」が市場との関係をどう捉えているのかを知りたかった。また、池田氏はケアの義務化を提案するが、どのようにケアを義務化するのか、ケア実践をどう一人ひとりが担うかについてより具体的な政策提言にも踏み込んでほしかった。

最後になるが、法哲学を専門としない評者は、リベラリズムを社会を改善する有効な主張として本書が取り上げていると理解したが、専門用語が多いため、リベラリズムとフェミニズムの緊張関係を述べる前に、池田氏によるリベラリズムについてのより詳しい説明があればありがたかったと思う。また、本書がフェミニズムの著作として広く読まれるためにも、本書における理論的考察を日本社会の現在と歴史的な脈の中にさらに位置づけることが今後望まれる。

参考文献:

- 江原由美子, 2002, 『自己決定権とジェンダー』岩波書店。
塚原久美, 2022, 『日本の中絶』ちくま新書。